



熊本県公報

号外 第 2 2 号
令和 7 年 (2025 年)
3 月 31 日 (月)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 2
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(〃) 3
規 則	
○熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則	(税務課) 3
訓 令	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税務課) 16

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 軽油引取税
軽油引取税のみならず課税に係る課税数量の明確化を行うこととした。(第 9 3 条 関係)
- 2 不動産取得税
サービス付き高齢者向け住宅等に係る課税標準の特例措置又は税額の軽減措置の 対象となる住宅等の取得期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附 則第 7 条の 2、附則第 8 条、附則第 8 条の 2 関係)
- 3 自動車税
(1) 一般乗合用のバスに係る環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 9 関係)
(2) バリアフリー車両に係る環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期 限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 1 2 関係)
(3) 衝突被害軽減制動制御装置を備えたトラック・バスに係る環境性能割の課税 標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附 則第 8 条の 1 2 関係)
(4) 道路交通法(昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号)の一部改正を踏まえ、自動車税の 減免申請者が申請書を提出する際、運転免許証以外に免許情報記録個人番号カー ドを提示することもできるよう規定を整備することとした。(第 1 0 0 条の 8、 第 1 0 9 条関係)
(5) その他規定の整理を行うこととした。(附則第 8 条、附則第 8 条の 8 関係)
- 4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、3 (4) 及び(5) の一部は、公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定 める省令の一部改正を踏まえ、県税の不均一課税の対象となる特別償却設備の取 得期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(第 4 条の 4 関係)
- 2 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用され る場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる特別償 却設備の取得期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(第 4 条の 7 関係)
- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十 六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象 となる基本計画の同意期限を令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(第 4 条の 1 3 関係)
- 4 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで 延長することとした。(附則第 2 項関係)
- 5 その他規定の整理を行うこととした。(第 4 条の 4、第 4 条の 7 関係)
- 6 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第29号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
第93条第1項中「数量」の次に「（第1号又は第2号の場合にあっては、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

第100条の8第3項中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された」を削り、「運転免許証（」を「運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。）に、「（運転免許証」という。）」を、「同じ。）又は免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第109条第4項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第109条第4項において同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第109条第4項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第7条の2中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「附則第9条の2第2項」を「附則第8条第2項」に改める。

附則第8条の2第1項及び第3項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の8（見出しを含む。）中「附則第12条の2の10第1項」を「附則第12条の2の10」に改める。

附則第8条の9第1項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の12第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「附則第4条の11第14項」を「附則第4条の11第15項」に、「附則第4条の11第15項」を「附則第4条の11第12項」に改め、「車両総重量」の次に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の次に「（省令附則第4条の11第9項に規定する被けん引車を除く。）」加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第8項に規定するもの」に、「附則第4条の11第13項」を「附則第4条の11第10項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項とし、同条第7項中「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第13項」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第100条の8第3項、第109条第4項及び附則第8条の改正規定（同条中「附則第9条の2第2項」を「附則第8条第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県税条例第93条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月30日までに取得されたこの条例による改正前の熊本県税条例附則第8条の12第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第30号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第4条の4第1号中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。
第4条の7第1項第1号ア中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。
第4条の13第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。
附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（第4条の14第2項第1号に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合にあっては、令和9年3月31日）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第23号

熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則
（熊本県税条例施行規則の一部改正）
第1条 熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 鉦区税（第34条の3の2）」を「第5節 鉦区税（第34条の3の2）」に改める。
第2条中「別記第3号の8様式」を「別記第3号の9様式」に改める。
第9条中「第6条の2の3」を「第6条の2の4」に改める。
第9条の6第1項中「第6条の8第1項」を「第6条の7第1項」に改め、同条第2項中「第6条の8第3項」を「第6条の7第3項」に改め、同条第3項中「第6条の8第4項」を「第6条の7第4項」に改める。
第20条の4第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。
第33条の3の5第1号中「（条例第100条の8第1項第1号イに規定する生計を一にする者が取得した自動車又は同号ウに規定する常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合及び条例第109条第1項第5号イに規定する生計を一にする者が運転する自動車又は同号ウに規定する常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、音声機能障害を有する者、障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級に該当する者、及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について3級（1下肢のみに運動機能障害をもつ者に限る。）から6級までの各級に該当する者を除く。）」を削り、同条の表中「2級の1及び2級の2」を「及び2級」に改め、「（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）」を削り、同条第2号中「（条例第100条の8第1項第1号イに規定する生計を一にする者が取得した自動車又は同号ウに規定する常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合及び条例第109条第1項第5号イに規定する生計を一にする者が運転する自動車又は同号ウに規定する常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、音声機能障害を有する者、障害の程度が下肢不自由について第4項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者並びに体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者を除く。）」を削る。

第2章第5節の次に次の1節を加える。

第6節 固定資産税

（大規模の償却資産の指定等の通知）

第34条の3の3 法第742条第1項又は第3項の規定による通知書の様式は、別記第48号様式による。

2 知事は、法第742条第1項又は第3項の規定による指定を取り消す場合は、別記第49号様式により、当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知するものとする。

（大規模の償却資産の価格等の決定等の通知）

第34条の3の4 法第743条第1項又は第2項の規定による通知書の様式は、別記第50号様式による。
別記第1号の4様式中「又は連結事業年度」を削る。
別記第3号の2様式（裏）、別記第3号の7様式（裏）及び別記第3号の8様式（裏）中「第41条第4項」を「第41条第6項」に改める。
別記第3号の8様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号の9様式(第2条関係)

固定資産税納税通知書				
年 月 日				
住所(所在地) 氏名(名称及び代表者氏名) 様				
熊本県 広域本部長 印				
下記のとおり課税しましたので通知します。 裏面を御参照の上、納期限までに納付してください。				
記				
固 定 資 産 税	課税年度		整理番号	
課 税 標 準 額	円		税 率	100
税 額	円			
期 別	納 付 額	納 期 限		
	円	年 月 日		
	円	年 月 日		
	円	年 月 日		
	円	年 月 日		
所 在 市 町 村				
資 産 区 分				
課 税 の 根 拠				

(注意)

- 1 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数がある場合、又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 2 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第46号の2の5様式を次のように改める。
別記第46号の2の5様式（第33条の3の2、第34条関係）

自動車税 環境性能割 減免申請書 種 別 割			
熊本県知事 様		年 月 日	
申請者（納税義務者）		住所 氏名 個人番号 	
		電話 — —	
熊本県税条例 第100条の8第2項 第109条第3項 の規定により次のとおり自動車税 環境性能割 種 別 割 の減免を申請します。			
自動車	登録番号 熊本・熊	車検有効期限満了日 年 月 日	
	氏名（□申請者に同じ） 生年月日 申請者との関係 年 月 日		
障害者	住所（□申請者に同じ） （現況 □在宅 □施設入所）		
	手帳の種類 □身体障害者手帳 □戦傷病者手帳 □療育手帳 □精神保健福祉手帳 交付年月日 年 月 日（再交付年月日 年 月 日）		
	障害の区分	障害の等級(程度)	障害名
	氏名（□申請者に同じ） 住所（□申請者に同じ）		
運転者	障害者の方以外の場合、以下を記入してください。 ・障害者の方との関係 □生計を一にする者（□同居 □別居） □常時介護する者 ・自動車の使用目的 □通院 □通学 □通所 □生業 □その他（ ）		
	既に減免を受けている自動車 □なし □あり □自動車 □軽自動車 ⇒ □抹消 □移転（ 年 月 日） （熊本・熊 ） □その他（ ）		

(注) 1 生計を一にする者（別居に限る）が申請又は運転する場合には、障害者の方と生計を一にすることを確認するため、次のいずれかの書類（写し）を添付してください。
(1) 「健康保険証」等 障害者の方が被扶養者であることが確認できるもの
(2) 「確定申告書」等 障害者の方が扶養されていることが確認できるもの
(3) その他 他の法律上、生計を一にするものとして認定されていることが確認できるもの
2 常時介護する者が運転する場合には、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書を添付してください。
3 該当する項目の□にチェックしてください。

※以下の欄は記入不要です。

		受付担当者			
職員記入欄	受付区分	種 別	税 目	課税標準額・税率等	減免額
	□定期 □即時 □仮受付 □随時 ・登録（ ） ・移転、抹消（ ） ・申請（ ）	□21本人 □24精神 □22家族 □23常時介護 区 分	環境性能割	控除（ ）万円 千円×税率 %	□全免 □免点以下 円
		□定期 □新車新規 □中古新規 □移転 □本人転入	種 別 割	□来年度～（ 円） □軽自動車	（□軽課 □重課） 円

別記第48号様式から別記第52号様式までを次のように改める。
別記第48号様式（第34条の3の3関係）

大規模の償却資産の指定通知書			
			年 月 日
住所（所在地）		様	
氏名（名称及び代表者氏名）		熊本県知事 印	
下記の償却資産については、地方税法第742条第 項の規定により、熊本県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産に指定しましたので通知します。			
記			
償 却 資 産	所 在 市 町 村		
	資 産 区 分		
	所 有 者	住 所 (所 在 地)	
		氏 名 〔 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 〕	
指 定 の 理 由			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第49号様式(第34条の3の3関係)

大規模の償却資産の指定取消通知書		
年 月 日		
住所(所在地) 氏名(名称及び代表者氏名) 様		
熊本県知事 印		
下記の償却資産については、地方税法第742条第 項の規定による指定を取り消しましたので通知します。		
記		
償 却 資 産	所 在 市 町 村	
	資 産 区 分	
	所 有 者	住 所 (所 在 地)
		氏 名 〔 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 〕

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第50号様式(第34条の3の4関係)

大規模の償却資産の価格等決定(修正)通知書			
年 月 日			
住所(所在地) 氏名(名称及び代表者氏名) 様			
熊本県知事 印			
下記のとおり地方税法第743条第 項の規定により、 年度の償却資産の価格等を決定(修正)しましたので通知します。			
記			
償 却 資 産	所 在 市 町 村		
	資 産 区 分		
	所 有 者	住 所 (所 在 地)	
		氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕	
決 定 (修 正) 価 格		円	
課 税 標 準 額		円	
県が課する固定資産税 の課税標準額		円	
決 定 (修 正) の 理 由			
備 考			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

- 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第51号様式及び別記第52号様式 削除

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則(昭和27年熊本県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第4項第2項」を「第4条第2項」に改める。

(熊本県税災害減免条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本県税災害減免条例施行規則(昭和38年熊本県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第4条第1項中「第7条」を「第8条」に、「又は別記第3号様式」を「、別記第3号様式又は別記第4号様式」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第2号の2様式及び別記第3号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式（第4条関係）

災害減免申請書(固定資産税)

年 月 日

熊本県知事 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号 (-)

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

熊本県税災害減免条例第8条の規定により固定資産税の減免を申請します。

減免を受けようとする固定資産税	納税通知書を受け取った年月日	賦課年度	納税通知書番号	課税標準額	税 額
	年 月 日	年度	第 号	円	円

災害の種類		災害を受けた場所		災害を受けた年月日	年 月 日
-------	--	----------	--	-----------	-------

被 害 の 状 況

償却資産の種類	被害前の価格 ①	被害額 ②	保険金等により補てんされた額 ③	差引額(円) ①-②+③=④	被害割合 (②-③)÷①
構 築 物					
機械及び装置					
船 舶					
航 空 機					
車両及び運搬具					
工具、器具及び備品					
合 計					

【備考】

(注) 1 「被害前の価格」の欄には、被害を受けた年の1月1日現在の申告に係る全ての償却資産の評価額を記入してください。

2 「被害額」の欄には、被害償却資産を被害直前の状態に修復するものとした場合に要する費用を記入してください。

3 被害の状況の詳細が確認できる書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第20条の4、第33条の3の5及び別記第46号の2の5様式の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中自動車税の環境性能割の減免に関する部分は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定中自動車税の種別割の減免に関する部分は、令和7年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に第3条の規定による改正前の熊本県税災害減免条例施行規則の規定により提出されている申請書は、同条の規定による改正後の熊本県税災害減免条例施行規則の規定により提出された申請書とみなす。

訓 令

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
目次中「第10節 削除」を「第10節 固定資産税（第90条―第91条の4）」に改める。

第2章 第10節を次のように改める。

第10節 固定資産税

(大規模の償却資産の指定等)

- 第90条 総務部市町村・税務局税務課長は、法第742条第1項又は第3項の規定による通知をした場合は、直ちに課税地を管轄する広域本部長に当該通知の写しを交付するものとする。

(大規模の償却資産の価格等の決定等)

- 第91条 総務部市町村・税務局税務課長は、法第743条第1項又は第2項の規定による通知をした場合は、直ちに課税地を管轄する広域本部長に当該通知の写しを交付するものとする。

(調定の手続)

- 第91条の2 固定資産税の調定は、調定伺（別記第5号様式）により行うものとする。

(納税通知書及び納付書の作成及び交付)

- 第91条の3 課税地を管轄する広域本部長は、規則で定める納税通知書及び納付書を納税者に交付するものとする。

(税額変更等の取扱い)

- 第91条の4 課税地を管轄する広域本部長は、賦課決定された税額の変更若しくは減免又は賦課決定の取消しを行う場合は、固定資産税賦課決議書（別記第71号様式）により行い、納税通知書又は固定資産税減額通知書（別記第72号様式）により納税者に通知するものとする。

- 2 審査請求等によって税額等の変更又は課税の取消しをする場合は、前項の規定に準じて処理するものとする。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第15条、第80条の3、第91条の2条関係)

決 裁									
年度(年 月実績) 税(分)調定何 別添明細書により次のとおり調定してよろしいか。									
起 案	年 月 日				納期限	年 月 日			
調 定	年 月 日				通 知	年 月 日			
調定区分	中	確	修	更決					
調 定 額	区 分	課 税 標 準		税 額	件 数	加 算 金			摘 要
						種別	金 額	件 数	
	参 考	区 分	前回(月 日)調定		今 回 調 定 分		累 計		
課 税 標 準			税 額	課 税 標 準	税 額	課 税 標 準	税 額		
申 告 分									
更 ・ 決分									
計									
備 考						整	調定簿	・ ・	
						備	徴収台帳	・ ・	

(備考) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第71号様式から別記第107号様式までを次のように改める。

固定資産税賦課決議書

事務所名	課税年度	決議年月日	通知年月日	調定年月日	作成年月日

納税通知書 件
(単位：％、円)

区分	税率	課税標準額	年税額	減免額	期別					
					第一期		第二期		第三期	
					件数	税額	件数	税額	件数	税額
確定額 (1)										
既確定額 (2)										
差引額 (1)-(2)										

(備考)

1. 必要に応じ、賦課内訳書（任意様式）を添付すること。
2. 特別の事情により納期を変更する（した）場合は、必要に応じ期別欄の記載を修正すること。

別記第72号様式(第91条の4関係)

年 月 日

様

熊本県 広域本部長 印

固定資産税減額通知書

固定資産税について、次のとおり減額（減免・取消し）をしましたので通知します。

課税年度		課税番号						
区分	税率	課税標準額	年税額	減免額	期別			
					第一期	第二期	第三期	第四期
確定額 (1)	%	円	円	円	円	円	円	円
既確定額 (2)	%	円	円	円	円	円	円	円
差引額 (1) - (2)		円	円	円	円	円	円	円
賦課変更理由								

既に納付済みの方で賦課決定等によって過納となった方には、別途還付（その他の未納税額がある場合は
充当の上、別途充当通知）を行います。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

- 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)

1. この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。
2. 特別の事情により納期を変更する(した)場合は、必要に応じ期別欄の記載を修正すること。

別記第 7 3 号様式から別記第 1 0 7 号様式まで 削除
附 則
この訓令は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。